

北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業  
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する審査等のため、北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 選定評価基準の作成に関すること。
- (2) プロポーザルで提案を行った者の中から、最も優れた提案を行った者を特定者として 1 者、特定者の次に優れた提案を行った者を次点者として 1 者（以下「特定者等」という。）を選定すること。
- (3) その他特定者等の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者により組織する。

副市長
教育部長
企画部長
教育部参事
企画部管財課長
教育部教育総務課長
教育部教育総務課指導主事

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当事業の契約を締結する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
  - 4 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(秘密の保持)

- 第7条 委員は、プロポーザルの内容その他審査に関する事項について、秘密を漏らしてはならない。

(責務)

- 第8条 委員は、プロポーザルに参加する事業者に対して、助言、指導その他の援助を行ってはならない。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

- この要綱は、令和4年10月5日から施行し、当事業の契約締結日をもって廃止する。

北杜市立小中学校無線 LAN 整備事業  
公募型プロポーザル審査委員会委員名簿

役 職	氏 名
副市長	小 林 明
教育部長	加 藤 寿
企画部長	中 田 治 仁
教育部参事	平井ひろ江
企画部管財課長	三 井 智 昭
教育部教育総務課長	鷹左右 紀
教育部教育総務課指導主事	氏 原 求

(敬称略)